

被災された方々へ

市役所からのお知らせ

【改正日：令和元年12月9日】

この度の被災に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

地震・風水害等の自然災害にあわれた方々に生活復旧支援のための情報をお知らせいたしますので、詳しくはそれぞれの担当課へご相談ください。なお、火災にあわれた方々については、消防署にて「消防署からのお知らせ」をご用意しています。また、該当する項目の「□欄」にレ印を付けると手続きの漏れがなくなりますので、確認のためご利用ください。

皆様が一日も早く普段の生活を取り戻されることをお祈りいたします。

- 1 被災証明書について・被災届出証明書について・・・・・・・・・・ P 1
 - 2 災害見舞金等の支給について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - 3 災害援護資金について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - 4 住まいについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - 5 被災物件の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - 6 税金等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～P 6
 - 7 被保険者証・医療証等の再交付について・・・・・・・・ P 6～P 7
 - 8 教育について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 【参考】案内図・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

【問い合わせ先】

茅ヶ崎市 各担当課 ☎ 82-1111 (代表)

※受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。(年末年始を除く)

※担当課名の下に電話番号が記載されている場合はそちらにお問い合わせください。

被災者に対するお知らせ【地震・風水害等の自然災害(以下、災害という。)]

1 リ災証明書・リ災届出証明書について

税の減免や保険の申請などを行う場合、リ災証明書やリ災届出証明書が必要となることがあります。証明書の申請手続については、担当課へご連絡ください。

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
□ リ災証明書・リ災届出証明書の交付申請	<p>リ災証明 災害による住家等の被害について、その事実を市が確認することができる場合に、被害の程度を証明するものです。</p> <p>リ災届出証明 災害により住家等に被害が生じた場合又は住家等以外の物に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものです。</p> <p>※住家等とは住家用建物の他、店舗や事務所等の住家用建物以外の建物も含まれます。</p> <p>(証明の交付申請) リ災証明・リ災届出証明交付申請書に必要書類を添えて、申請してください。 詳しくは、担当課にご相談ください。</p>	<p>【申請受付】 市民税課 市民税担当</p> <p>【調査】 資産税課 家屋評価担当</p> <p>【証明書交付】 収納課 総務担当</p>	<p>被害の状況が分かる写真</p> <p>その他市長が必要と認める書類</p> <p>委任状(代理人の場合)</p> <p>本人確認書類 (代理人の場合は代理人の本人確認書類)</p>

2 災害見舞金等の支給について

担当課へご連絡ください。

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
□ 災害見舞金等の支給	<p>災害により住居が全壊又は半壊等の被害を受けた世帯には、日用品等援護物資及び災害見舞金を支給します。</p> <p>災害により身体に被害を受けた場合、その被害状況により災害見舞金を支給します。</p>	<p>福祉政策課 福祉政策担当</p>	<p>リ災証明書 本人確認書類 印鑑</p> <p>※必要に応じて各種証明書、診断書等</p>

3 災害援護資金について

担当課へご相談ください※災害救助法が適用された災害(都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害)における被災の時のみ申請できます。

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
□ 災害援護資金の貸付	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p>	<p>福祉政策課 福祉政策担当</p>	<p>リ災証明書 本人確認書類 印鑑</p> <p>※必要に応じて各種証明書、診断書等</p>

4 住まいについて

担当課へご相談ください。

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/> 床下消毒	台風等の集中豪雨により、床下・床上浸水したときは、衛生害虫の発生を予防するため、希望世帯に対し家屋の床下消毒を実施しています。	保健所 衛生課 環境衛生担当 ☎38-3317	なし (電話連絡等)
<input type="checkbox"/> 住宅の応急修理	災害救助法が適用された災害によって被災した住居を、自らの資力では修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できないと認められる場合、必要最小限の修理を市が実施する制度がありますので、ご相談ください。	建築指導課 指導担当	り災証明書
<input type="checkbox"/> 建築確認手数料の減免	市長が認める災害の被災者が、自ら居住するための住宅を建築する場合に建築確認手数料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	建築指導課 審査担当	
<input type="checkbox"/> 障害物の除去	災害救助法が適用された災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものについて、自らの資力では除去できない方のため、市が必要最小限の除去を行う制度がありますので、ご相談ください。	建築課 建築担当	り災証明書
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅	災害救助法が適用された災害によって住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方のため、仮設住宅を提供する制度がありますので、ご相談ください。	建築課 住宅担当	
参考			
<input type="checkbox"/> 独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する相談	独立行政法人住宅金融支援機構では、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の融資を行います。	住宅金融支援機構 お客様コールセンター（災害専用ダイヤル☎0120-086-353）	り災証明書

5 被災物件の処分について

災害により発生した一般家庭の被災物件の処分などを行います。担当課へご相談ください。

項目	内容	担当課	必要書類
□ 被災物件の処分	一般家庭の被災物件のうち燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、特定大型ごみ、特定粗大ごみについては、環境事業センターへ搬入し、処分することができます。 (り災証明書を提出すると処理手数料は免除となります。) ※搬入する場合は事前にご相談ください。	環境事業センター 管理担当 ☎58-4299	り災証明書
	一般家庭の被災物件のうち、大型ごみ、特定大型ごみ、特定粗大ごみの収集運搬処理について申込みすることができます(り災証明書を提出すると処理手数料は免除となります。) ※申込みの際にご相談ください。	環境事業センター 業務担当 ☎57-0200 大型ごみ等予約専用ダイヤル ☎57-1166	
□ し尿・浄化槽汚泥の汲み取り	災害によりトイレ(汲取式トイレ、浄化槽)を撤去せざるを得ない状況となった時は、緊急に、し尿・浄化槽汚泥の汲み取りを実施します。 ※処理手数料については、り災証明書を提出していただければ免除となります。	環境保全課 環境保全担当	り災証明書

6 税金等について

災害により被害を受けた場合、被災状況により税金、保険料、使用料などの減免や手当等の支給制限の解除、特例措置が適用される場合があります。担当課へご相談ください。

(1) 税金

項目	内容	担当課	必要書類
□ 市税の減免 納税の猶予	災害により住宅・家財の滅失や住宅等の床上浸水、4分の1以上の損害などで被災した場合、被災日以後の納期の税額を減免できる場合がありますのでご相談ください。	収納課 総務担当	り災証明書 印鑑
	災害により被害を受け、市税の納付が困難な場合は、ご相談ください。	収納課 納税担当	
□ 被災住宅用地の特例措置	災害による被害により住宅が滅失又は損壊し、すぐに住宅用地として使用できない場合、被害発生年度の翌年度又は翌々年度の2年度分の固定資産税・都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置を適用できる場合がありますので、ご相談ください。	資産税課 土地評価担当・家屋評価担当	り災証明書 印鑑

<input type="checkbox"/>	個人の市県民税に係る雑損控除	市県民税の納税義務者等が、その資産について災害による損失を生じた場合、一定額をその方の総所得金額などから控除することができる場合がありますので、ご相談ください。 ※確定申告の時期に手続きしてください。	市民税課 市民税担当	災害関連支出の金額の領収を証する書類
--------------------------	----------------	---	---------------	--------------------

(2) 国民健康保険料等

項 目	内 容	担 当 課	必要書類	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険一部負担金の減免	災害により医療費の一部負担金の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。	保険年金課 給付担当	り災証明書 印鑑 【本人申請】
<input type="checkbox"/>	国民健康保険料の減免	災害により住宅又は家財に損害を受け、保険料の納付が困難になった場合は、ご相談ください。	保険年金課 保険料担当	

(3) 国民年金保険料

項 目	内 容	担 当 課	必要書類	
<input type="checkbox"/>	国民年金保険料の免除	災害により財産に損害を受け、保険料の納付が困難になった場合は、ご相談ください。	保険年金課 年金担当	り災証明書 印鑑

(4) 後期高齢者医療保険料等

項 目	内 容	担 当 課	必要書類	
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険一部負担金の減免	災害により医療費の一部負担金の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。	保険年金課 後期高齢者 医療保険担 当	り災証明書 印鑑
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険料の減免	災害により住宅又は家財に損害を受け、保険料の納付が困難になった場合は、ご相談ください。		

(5) 介護保険料等

項 目	内 容	担 当 課	必要書類	
<input type="checkbox"/>	介護保険料の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害(住宅、家財又はその他の財産の2分の1以上が損壊し、若しくは焼失したこと又は住宅の床上浸水があった場合)を受け、保険料の納付が困難になった場合は、保険料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	高齢福祉介護課 保険料担当	り災証明書

<input type="checkbox"/>	介護保険利用者及び介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害(住宅、家財又はその他の財産の2分の1以上が損壊し、若しくは焼失したこと又は住宅の床上浸水があった場合)を受け、利用者負担額の支払いが困難になった場合について、利用者負担額の減免を行う場合がありますので、ご相談ください。	高齢福祉介護課 支援給付担当	り災証明書
--------------------------	-----------------------------------	--	-------------------	-------

(6) 高齢者の生活支援等サービス利用料の減免

項目	内容	担当課	必要書類	
<input type="checkbox"/>	高齢者の生活支援等サービスの利用料の減免	生活支援等サービスの利用者が災害により被害を受けたときは、各種生活支援サービスの利用料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	高齢福祉介護課 支援給付担当	り災証明書

(7) 特別障害者手当等の支給制限の解除

項目	内容	担当課	必要書類	
<input type="checkbox"/>	介護給付費、訓練等給付費及び施設訓練等支援に係る利用者負担の減免	障害福祉サービス利用に係る利用者負担額の費用の納入義務者が、災害によりその支払いが困難になった時は、費用額が減免される場合がありますので、ご相談ください。	障害福祉課 障害者支援担当	り災証明書 印鑑
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当の支給制限の解除	特別障害者手当又は障害児福祉手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたときは、支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	り災証明書 印鑑	
<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当の支給制限の解除			障害福祉課 障害福祉推進担当

(8) 保育料の減免

項目	内容	担当課	必要書類	
<input type="checkbox"/>	保育料の減免	保育園に入園している児童の世帯の居住用家屋が天災その他の不慮の災害により損害を受けたことにより保育料の負担が困難であると認められるときは、保育料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	保育課 認定担当	り災証明書 印鑑

(9) 児童扶養手当等の支給制限の解除

項目	内容	担当課	必要書類
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の支給制限の解除	子育て支援課 手当給付担当	り災証明書 印鑑
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の支給制限の解除		

(10) 下水道使用料等

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/> 下水道使用料の免除	災害により住宅が2分の1以上の損害を受けたとき又は床上浸水で家屋が被災したときは、一定期間下水道使用料を免除される場合がありますので、ご相談ください。	下水道河川総務課 排水指導担当	り災証明書 印鑑
<input type="checkbox"/> 公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害により受益者負担金の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。		

7 被保険者証・医療証等の再交付について

災害で次の証書等を紛失した場合は、必要書類を担当課でご確認の上、再発行を受けてください。

項 目	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証を含む）	保険年金課 給付担当 保険料担当	り災証明書 本人確認書類
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 後期高齢者医療保 険担当	り災証明書
<input type="checkbox"/> 年金手帳 ・第1号被保険者の人は、市又は藤沢年金事務所へ ・第2号被保険者の人は、勤務先へ ・第3号被保険者の人は、配偶者の勤務先又は配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所	保険年金課 年金担当	印鑑 (本人の場合は不要)
<input type="checkbox"/> 年金証書 ・厚生年金・国民年金の年金証書については、市又は藤沢年金事務所へ ・共済年金の年金証書については、交付を受けた団体へ		
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 ・妊娠中の方については、妊婦健康診査費用補助券	保健所健康増進課 こども健康・予防接 種担当 ☎38-3331	妊娠届出書
<input type="checkbox"/> 小児医療証	子育て支援課 子育て推進担当	健康保険被保険者証 印鑑
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等の福祉医療証		
<input type="checkbox"/> 重度障害者の医療証	障害福祉課 障害福祉推進担当	健康保険被保険者証 印鑑
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	障害福祉課	本人又は代理人の申し出による証明証発行 (手帳が再交付されるまでの間、手帳を所持していたことの証明書の交付が受けられます。)
<input type="checkbox"/> 療育手帳		
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳		

<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢福祉介護課 保険料担当	り災証明書
------------------------------------	------------------	-------

8 教育について

項 目	内 容	担 当 課
<input type="checkbox"/> 市立小・中学校の居住地変更の手続き	市立の小・中学校に就学している児童・生徒のいる世帯で、災害により居住地が変更になる時は、手続きが必要となる場合がありますので、ご相談ください。	学務課学事担当 各小・中学校
<input type="checkbox"/> 教科書購入の手続き	災害により教科書が紛失したり、使えなくなった場合は、学校の教科書担当の先生にご相談ください。	各小・中学校
<input type="checkbox"/> 就学援助制度または特別支援教育就学奨励費の申請	市立の小・中学校に就学している児童・生徒のいる世帯で、災害により家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態等の家計急変の場合には、被災が証明できる書類等により就学援助または特別支援教育就学奨励費の対象になり、給食費等の援助が受けられます。（本人申請のみ。）	学務課学事担当 各小・中学校

【案内図】

